令和3年第3回潟上市議会定例会会議録(1日目)

○散 会 午後 2:43

○出席議員(17名)

木 壮 二 1番 鈴 2番 戸 3番 菅 原 理恵子 田 俊樹 4番 藤 原仁 美 5番 菅 龍太郎 6番 佐 藤 敏 雄 原 8番 中 川光博 9番 澤 井 昭二郎 10番 佐 藤 義久 正吉 典 男 13番 堀 井 克 見 11番 伊藤 12番 藤 原 16番 大 谷 14番 15番 貞 廣 菅 原 秀 雄 小 林 悟 17番 鐙 仁 志 18番 西 村 武

○欠席議員(0名)

○説明のための出席者

市 長 木 雄 大 副 市 長 鎌田 人 鈴 雅 教 育 長 工藤 素子 総務部長 菅 原 別川 市民生活部長 伊 藤 玉 栄 福祉保健部長兼福祉事務所長 仲 山 和法 櫻 生. 産業建設部長 庭 春 福祉保健部技監兼社会福祉課長 筒 井 弥 樹 上下水道局長 渋 谷 春 教育部長 伊 藤 貢 総務課長 秀樹 千 葉 秀 樹 企画政策課長 安 田 島崎徳之 渡邊晋 学校教育課長 代表監査委員

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 鈴 木 健 二 議会事務局次長 鈴 木 学



令和3年第3回潟上市議会定例会日程表(第1号)

令和3年 9月 7日(1日目)午前10時開会

会議並びに議事日程

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 諸般の報告(議長、議会運営委員会委員長)

日程第 4 行政報告(市長、教育長)

日程第 5 報告第 5号 令和2年度潟上市健全化判断比率等について

日程第 6 議案第49号 潟上市過疎地域持続的発展計画(案)について

日程第 7 議案第50号 潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 (案) について

日程第 8 議案第51号 潟上市学校事故調査委員会設置条例(案)について

日程第 9 議案第52号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)について

日程第10 議案第53号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例(案)について

日程第11 議案第54号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例(案)について

日程第12 議案第55号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)に ついて

日程第13 議案第56号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について

日程第14 議案第57号 令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分に ついて

日程第15 議案第58号 令和3年度潟上市一般会計補正予算(第5号) (案) について

日程第16 議案第59号 令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算 (第1号) (案) について 日程第17 議案第60号 令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算 (第2号) (案) について 議案第61号 令和3年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案) 日程第18 について 日程第19 認定第 1 号 令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について 令和2年度潟上市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算 日程第20 認定第 2 号 の認定について 令和2年度潟上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の 日程第21 議案第 3 号 認定について 日程第22 認定第 4号 令和2年度潟上市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認 定について 令和2年度潟上市豊川財産区特別会計歳入歳出決算の認定 日程第23 認定第 5 号 について 日程第24 認定第 6 号 令和2年度潟上市下虻川財産区特別会計歳入歳出決算の認 定について 日程第25 令和2年度潟上市和田妹川財産区特別会計歳入歳出決算の 認定第 7 号 認定について 日程第26 認定第 8 号 令和2年度潟上市飯塚財産区特別会計歳入歳出決算の認定 について 日程第27 認定第 令和2年度潟上市水道事業会計決算の認定について 9 号 日程第28 認定第10号 令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認定について 日程第29 令和2年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水 道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告 予算決算特別委員会の設置について 日程第30 日程第31 予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について 日程第32 諮問第 1号 人権擁護委員候補者の推薦について 日程第33 諮問第 人権擁護委員候補者の推薦について 2 号 日程第34 人権擁護委員候補者の推薦について 諮問第 3 号 日程第35 発議第 2号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則(案)について

日程第36 発議第 3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)について

_	6	_
---	---	---

午前10時00分 開会

○議長(西村 武) おはようございます。傍聴者の皆様、朝早くからご苦労様です。 ただいまの出席議員は17名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第3回潟上市議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、会議録署名議員の指名】

○議長(西村 武) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、12番藤原典男議員、13 番堀井克見議員を指名します。

【日程第2、会期の決定】

○議長(西村 武) 日程第2、会期の決定を議題と致します。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月30日までの24日間としたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月30日までの 24日間に決定致しました。

【日程第3、諸般の報告】

○議長(西村 武) 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、6月22日に提出されました政治倫理審査請求は、審査会において7月21日に審査が終了し、審査結果を全議員にお知らせしております。審査報告書はホームページにも掲載しております。

また、7月28日付けで政治倫理審査会委員の佐藤義久委員が一身上の都合により辞職 しました。会派からの報告により、議長において改めて堀井克見議員を8月20日付けで 委員に指名しております。

その他についてはお手元に配付のとおりであります。朗読、説明は省略致します。

【議会運営委員会の報告】

○議長(西村 武) 次に、議会運営委員長からの報告を行います。 6 番佐藤議会運営委員長。

○議会運営委員長(佐藤敏雄) おはようございます。それでは、議会運営委員会の報告 を致します。

はじめに、市政協議会についてご報告致します。

市長から議長宛に市政協議会の開催について協議依頼があり、議長からの諮問により議会運営委員会で協議致しました。

当局と議会が定期的に情報交換を行うことや、定例会開催前には提出予定議案の説明 も行うことは、本会議での議案質疑、予算(決算)特別委員会での大綱質疑、さらに常 任委員会、分科会審査の充実にもつながるものであります。

議会運営委員会では議長へ実施すべきと答申し、その後議長から全議員へ市政協議会 について報告し、第1回目を8月31日に実施したところであります。

次に、議会運営について報告を致します。

議会運営委員会は8月31日に提出予定議案、会期日程等を議題として、委員、正副議 長、当局から説明員として副市長及び総務部長の出席のもとに開催しております。

9月3日には、一般質問、陳情の取り扱いのほか、議事日程及び議案等の付託を議題として、委員、正副議長の出席のもとに開催しております。

本定例会の運営についてご報告致します。

はじめに、予算決算特別委員会の設置について申し上げます。

当局から大綱説明を受けたあとに予算決算特別委員会を設置し、関係議案を特別委員会へ付託する予定です。その後、15日に特別委員会を開催し、補足説明、大綱質疑を行い、終了後に各常任委員会からなる分科会にて詳細に審査する予定です。

また、本会議最終日の午前に特別委員会を開催し、各分科会報告、質疑、討論、採決の順に行う予定となっております。

本会議最終日は午後から開催する予定で、予算、決算以外の議案については、各常任 委員会報告、質疑、討論、採決の順に行い、予算決算議案については、特別委員会、報 告、討論、採決の順に行う予定となっております。

なお、予算決算特別委員会は議場において開催し、当局の説明員については、本会議 と同様の扱いとなりますので宜しくお願い致します。

議案審議について申し上げます。

議会運営委員会において、当局より提出理由の概要説明を受けた結果、付託につきましては、皆様のお手元に委員会付託表としてお配りしておりますのでご確認ください。

発議について申し上げます。

市政協議会の運用に伴い、地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に関し、協議又は調整を行うための場を会議規則第158条の別表に追加するため、潟上市議会会議規則の一部を改正する予定となっております。

また、全国市議会議長会により、「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」の提出について議決依頼がありました。それぞれ初日の日程として取り扱いを致しますので宜しくお願い致します。

陳情について申し上げます。

陳情については、お手元に配付の陳情文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託する ことと致します。

なお、議会運営委員会では陳情第5号、第6号の取り扱いにつきましては、常任委員 会へ付託せず全議員に配付のみとすることと致しました。皆様のお手元にお配りしてお りますのでご確認ください。

次に、一般質問について申し上げます。

一般質問については7名の通告者がありました。抽選の結果、9月13日月曜日の1番目に12番藤原典男議員、2番目に4番藤原仁美議員、3番目に5番菅原龍太郎議員、4番目に1番鈴木壮二議員、9月14日火曜日の1番目に3番菅原理恵子議員、2番目に10番佐藤義久議員、3番目に11番伊藤正吉議員の順となりましたので宜しくお願い致します。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査について申し上げます。

常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査は、各委員会とも9月15日水曜日の特別委員会全体会終了後からの開会と致します。

なお、常任委員会及び予算決算特別委員会分科会審査は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、説明員の出席を最低限にとどめるなど、会議の運営については考慮くださりますようお願い致します。

以上、議会運営委員会の報告と致します。

○議長(西村 武) これで諸般の報告を終わります。

【日程第4、市長行政報告】

○議長(西村 武) 日程第4、行政報告を行います。 はじめに、市長の行政報告を行います。鈴木市長。 ○市長(鈴木雄大) おはようございます。

本日ここに、令和3年第3回定例会を招集致しましたところ、議員各位には、ご出席 を賜り誠にありがとうございます。提出議案の審議に先立ち、第2回定例会以降の市政 にかかわる主な事項の報告と、提出議案の概要について申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルスワクチン接種について申し上げます。

本市における8月30日現在の新型コロナウイルスワクチン接種の状況については、集団接種において、50歳以上の方と、16歳から49歳までの基礎疾患のある方に加え、市内小・中学校の教職員及び就学前施設の職員等を対象としてワクチン接種を進めております。

また、個別接種については、市内10カ所の医療機関において、通院中の方などから順次実施しており、集団接種と個別接種によるワクチン接種者数は、1回目の接種者が1万7,422人で16歳以上人口の60.8%、2回目の接種者が1万6,206人で16歳以上人口の56.6%となっております。このうち65歳以上の方は、1回目の接種者が1万53人で65歳以上人口の89.9%、2回目の接種者が9,636人で65歳以上人口の86.2%となっております。

なお、9月からの集団接種においては、対象者を16歳以上の方に拡大致します。

12歳から15歳の方には小児科医を配置し、10月と11月に16歳以上とは別の日程で集団接種を実施する予定としております。

新型コロナウイルスワクチン接種における今後の見通しについては、国からのワクチン供給量が本市での必要量の4割程度となっておりますので、集団接種の規模及び日程を一旦、大幅に縮小して実施せざるを得ない状況であります。

また、ワクチン接種完了時期についても、当初予定しておりました10月末から1カ月ほど延長され11月末になるものと見込んでおります。

今後も、国からのワクチン供給量の状況を見据えるとともに、医師会、医療機関等と 連携を図りながら、できる限り速やかに接種を希望する方へのワクチン接種を推進し、 市民の皆様が安心して暮らしていけるよう万全を期してまいります。

次に、男鹿地区と湖東地区消防本部の常備消防力適正配置調査について申し上げます。 人口減少を見据えた今後の消防力の維持・確保を図るため、男鹿地区消防一部事務組 合消防本部と湖東地区行政一部事務組合消防本部の広域化の検討を行う基礎資料として、 常備消防力適正配置調査を実施致します。 経費は両消防本部で負担し合い、男鹿地区消防本部が発注元となり、今年度中の完成を予定しております。この調査結果に基づき、広域化によるスケールメリットや課題等を洗い出し、将来のあるべき姿と地域消防の維持・確保等について、構成市町村による消防広域化に向けた協議・検討を行うこととしております。

次に、押印廃止について申し上げます。

市の行政手続きの簡素化と市民の利便性向上を図るため、各種申請手続きにおいて必要とされている申請書等の押印廃止や内部事務文書等の押印見直し作業を進めております。

押印廃止の対象件数は約800件となっており、準備が整った項目から順次、押印廃止を進めてまいります。また、条例改正が必要な項目については、令和3年第4回定例会での改正案提出を予定しており、今後、ホームページ等で市民への周知を図ってまいります。

次に、潟上市過疎地域持続的発展計画(案)について申し上げます。

7月16日の議会全員協議会においてご説明致しました本計画(案)については、7月12日から31日までの期間において、市全域を対象としたパブリックコメントの実施により広く意見を聴取したほか、県との正式協議を終え、本定例会に議案として提出しております。あわせて固定資産税の課税免除を内容とした、潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例(案)を提出しております。

本定例会には、報告として令和2年度潟上市健全化判断比率等について、議案として 潟上市過疎地域持続的発展計画(案)についてほか7件、また、令和2年度潟上市水道 事業会計未処分利益剰余金の処分について、令和3年度潟上市一般会計補正予算(案)、 各特別会計補正予算(案)3件、令和2年度各会計決算の認定について、人事案件とし て、人権擁護委員候補者3名の推薦についての案件を提出しております。

以上が、行政報告並びに本定例会に提出しております議案の概要であります。適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げまして、私からの報告とさせていただきます。

【教育長行政報告】

- ○議長(西村 武) 次に、教育長の行政報告を行います。工藤教育長。
- ○教育長(工藤素子) おはようございます。

市長の行政報告に引き続き、教育委員会から行政報告を申し上げます。

はじめに、学校におけるICT機器等の活用について申し上げます。

国のGIGAスクール構想の実現に基づき整備した1人1台の学習用端末等の活用を推進するため、8月18日に全教職員対象の研修会を実施し、思考力を育て学び合いを深める学習支援用アプリケーションの使用方法について、実践例を交えながら研修しました。今後も、ICT支援員やGIGAスクールサポーターを積極的に活用し、各校を支援してまいります。

次に、コミュニティ・スクール事業について申し上げます。

事業開始から4年目となる本年度は、7月28日に学校運営協議会全体会を実施し、熟議形式で関係者が更に当事者意識をもち、連携・協働して推進することができるような取り組みを考え研修を深めました。今後も成果と課題を精査し、子どもたちの育ちや学びを地域ぐるみで支援する取り組みを進めてまいります。

次に、学校教育環境適正化検討委員会について申し上げます。

学校規模や配置等の教育環境のあり方について検討している同委員会は、7月15日に第2回検討委員会を開催して、学校規模の違いによるメリット・デメリットや各校の授業の様子を確認し、情報や認識の共有を図りました。今後も、引き続き調査及び審議を進めていただくこととしております。

次に、学校事故調査委員会設置条例(案)について申し上げます。

各学校において安全に係る取り組みが確実に実施されるよう、学校保健安全法第26条 に学校の設置者の責務が明記されております。

5月には、市内の学校で子どもが怪我をする事案が発生しており、こうした事案が生じた場合においても適切に対処することができるよう第三者で構成する調査委員会を設置するため、学校事故調査委員会設置条例を制定するものであり、本定例会に設置条例 (案)と設置に係る予算を提出しております。

次に、天王こども園整備事業について申し上げます。

本市の幼児教育と保育の一層の充実を図ることを目的に取り組んでまいりました幼保連携型認定こども園「天王こども園」の園舎の建築工事は8月末で完成致しました。今後は、外構工事と3園からの引越し作業を進めるほか、9月16日には竣工式を執り行い、9月21日に開園致します。統合後も円滑な運営に向けて、切れ目のない教育及び保育の提供に努めてまいります。

次に、若竹幼児教育センターの空調設備改修について申し上げます。

7月中旬に同センターの厨房や職員室等が入る棟の空調設備が故障し、冷房が効かな

い状態となりました。当該施設は平成12年の開設で設備が老朽化し、交換部品等もなく 修理ができない状況であるため、園全体の空調設備の更新が必要と考えており、本定例 会に改修工事実施設計の予算を提出しております。

次に、社会教育・社会体育関係の事業について申し上げます。

「潟上市文化祭」は芸能発表は行いませんが、昨年度と同様に「生涯学習作品展」を実施し、希望する市民の作品も展示できるように計画しております。

今年度中止している地区運動会は、代替事業として「潟上市民スポーツフェスティバル (仮称)」を11月3日に予定し、新型コロナウイルス感染状況を勘案して実施可能か判断してまいります。

なお、これまでの検討を踏まえ、地区運動会は今後実施せず、市全体で行うスポーツフェスティバルに移行することで、より多様なスポーツに親しむ機会の提供に努めることとしております。

10月27日に延期となっております「潟上市チャレンジデー」は、これまでの参加者数を競う市町村対抗は行わず、市民の健康増進、運動習慣の定着を目標に実施する予定であります。

最後に、郷土文化保存伝習館(石川翁資料館)について申し上げます。

開館40周年に併せて展示室等を改修し、石川理紀之助の偉業紹介パネル等を更新するとともに、来館者を対象に「石川理紀之助ミニ検定」を実施しております。今後も貴重な文化財等について保存、保護、伝承、周知を図り、学習等に活用できる環境の整備に努めてまいります。

以上が教育関係の行政報告であります。

○議長(西村 武) これで行政報告を終わります。

【日程第5、報告第5号 令和2年度潟上市健全化判断比率等について】

○議長(西村 武) 日程第5、報告第5号、令和2年度潟上市健全化判断比率等について議題とします。

報告第5号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原 剛) それでは、議案書の2ページをお開き願います。

健全化判断比率及び資金不足比率につきましては、「地方公共団体の財政の健全化に 関する法律」に基づき報告するものでございます。

(1) 健全化判断比率についてご説明致します。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、どちらも赤字比率がございませんので、ハイフンを記載しております。実質公債費比率は6.8%、将来負担比率は66.0%でございます。

これら4つの指標は、全て早期健全化基準を下回っております。

次に(2)資金不足比率についてご説明致します。

資金不足比率は、水道事業会計、下水道事業会計ともに資金不足額がございませんの でハイフンを記載しております。

両会計とも、経営健全化基準を下回っております。

各比率の詳細につきましては、参考資料によりご説明致します。

参考資料の2ページをお開き願います。

はじめに、実質赤字比率についてご説明致します。

実質赤字比率は、福祉や教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字 の程度を指標化し、財政運営の深刻度を表すものでございます。

本市の場合、「一般会計等」と表記するときには一般会計のみとなります。

実質赤字比率は、標準財政規模97億607万1,000円に対する一般会計の赤字額の割合で ございますが、一般会計の実質収支額の合計が9億2,847万2,000円の黒字であるため、 実質赤字比率はございません。

次に、連結実質赤字比率についてご説明致します。

連結実質赤字比率は、地方公共団体としての赤字の程度を指標化したもので、標準財政規模97億607万1,000円に対する潟上市の各財産区特別会計を除いた全会計の赤字額の割合でございます。

この比率は、財政運営の深刻度を表すものでございますが、各会計の実質収支額の合計が20億6,617万9,000円の黒字であるため、連結実質赤字比率はございません。

次に、3ページをお願い致します。

実質公債費比率についてご説明致します。

実質公債費比率は、借入金の返済額及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を表すものでございます。

比率は、平成30年度から令和2年度までの3年間における単年度比率の平均値で6.8%でございます。令和元年度の実質公債費比率は6.9%であったため、0.1ポイント低くなっております。

次に4ページをお願い致します。

将来負担比率についてご説明致します。

将来負担比率は、地方公共団体の一般会計の借入金や退職金、特別会計の借入金に対する一般会計からの繰出金など、将来にわたって支払うべき負担等の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性が高いかどうかを表すものでございます。令和2年度は66.0%となり、令和元年度の60.0%より6.0ポイント高くなっております。

次に、5ページをお願い致します。

最後に、資金不足比率についてご説明致します。

はじめに、水道事業会計でございます。

(6) 資金不足額・剰余額が 4 億6,926万1,000でございますので、資金不足比率はございません。

次に、下水道事業会計でございます。

(6) 資金不足額・剰余額が8,343万3,000円でございますので、資金不足比率はございません。

なお、これらの比率は速報値として国、県に報告するものでございまして、国、県に おいて比率算定過程の精査を行ったのち、11月末に国が確報値として公表する予定と なっております。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

【日程第6、議案第49号 潟上市過疎地域持続的発展計画(案)について】

○議長(西村 武) 日程第6、議案第49号、潟上市過疎地域持続的発展計画(案)について議題と致します。

議案第49号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原 剛) それでは、議案書の3ページをお開き願います。

議案第49号、潟上市過疎地域持続的発展計画(案)については、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第1項の規定により、別冊の潟上市過疎地域持続的発展計画(案)について議会の議決を求めるものでございます。潟上市過疎地域持続的発展計画(案)をお願い致します。

概要及び主な変更点についてご説明致します。

本計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間でございます。

策定により過疎対策事業債の発行や国庫補助率のかさ上げ、地方税の課税免除又は不均一課税に伴う減収補填措置等の財政上の特別措置を受けることが可能となります。

基本的な方針等につきましては、先の全員協議会においてご説明しておりますが、この間、県との事前協議等を踏まえ、内容に変更を加えたものがございますのでご説明致 します。

1点目は、計画書12ページの過疎地域における人口社会増減数に係る「基本目標」について、令和7年度の目標の方向として単に「増加」としていたものを、具体的な目標値に修正しております。

2点目は、計画書21ページの「観光関連施設長寿命化基金積立事業」及び39ページの「公共施設解体基金積立事業」をそれぞれ事業の必要性、内容、効果を明記したうえで追加しております。これにあわせて、変更前の計画書58ページの「過疎地域持続的発展計画基金積立」は削除しております。

以上2点が変更を加えた主な箇所でございます。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。10番佐藤義久議員。
- ○10番(佐藤義久) 今総務部長さんからご説明あった文書表で出さないのですか。変更した分とか。ただしゃべられたってちょっとわからないです。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

ただいま主な変更箇所として計画書の12ページを御覧願います。

12ページの表の一番上になりますが、基本目標について前回お示しした単に増加、上向きの矢印となっていたものをマイナス36人という具体的な数字に変更しております。 これについては、この今回提案した計画書が最後ということで、前回との変更箇所の比較表というのは作ってございません。

それと計画書の21ページになりますが、21ページ中段以降、基金積立については、新たな項目で追加したものでございます。前回なかったものですので、これは新たに追加ということになります。

39ページに記載のこれも基金積立になりますが、これも新たに追加したものでござい

ます。ということで、今回追加されたものでございますので、変更前後の比較表というものは作成してございません。

以上です。

- ○議長(西村 武) 10番佐藤義久議員。
- ○10番(佐藤義久) 聞いただけではわかりませんので、文書で書面で出せませんかというお願いを含めながらのご質問でしたが。口頭で説明するといったって、何ページ、何ページと言われたって、それ報告するのだったら文書で出すにいいはずでしょう。A4版1枚で出せるところではないですか。正誤表みたいな格好で。いかがですか。議長、必要ないか。
- ○議長(西村 武) ちょっと今暫時休憩します。当局打ち合わせておりますので。 午前10時36分 休憩

.....

午前10時36分 再開

- ○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を再開します。菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。
 では、作成し提出したいと思いますので、少々時間をいただきたいと思います。
 以上です。
- ○議長(西村 武) 10番佐藤義久議員。
- ○10番(佐藤義久) 直ちに質疑終われば。付託するのですか。
- ○議長(西村 武) そうです。採決します。
- ○10番(佐藤義久) そこまでいくのですか。
- ○議長(西村 武) はい。

(「説明受けないうちに採決だ」の声あり)

○議長(西村 武) ほかにございませんか。暫時休憩します。ただいま、直ちに作って 渡すそうですので。

午前10時38分 休憩

.....

午前10時39分 再開

○議長(西村 武) 会議を再開して、佐藤議員の質問に対しては、ただいま作って渡す そうですので。 13番堀井克見議員。

○13番(堀井克見) この潟上市の過疎地域の持続的発展計画、この間の会議でも縷々お示しをいただきました。その前にも、潟上市が旧昭和、飯田川地区が初めて過疎地域に指定を受けたということで事前協議会をしたということで、1回目、2回目、今回3回目で政策の提案という運びかと思います。それは間違いないのかということで一つ確認。

先ほども同僚議員からお話ありましたけれども、県との調整によってこれが最終案だということが当局で今おっしゃいました。人口の部分で36名マイナスで、5年後に36名が人口全体で減るということでしょう。人口減になるという捉え方でいいのかどうか。だとすれば、その根拠というものを、県と協議してわかるということであれば、何をベースにして協議をして、具体的にこの36名というものが出てきたのか、それを我々が議決を与えるためにはその根拠というものをお示しいただかないと、前から私申し上げております。絵に描いた餅にならないようには、より精度の高い根拠というものをお示していただきながら状況を共有して、これ5年スパンだから進めていかなきゃだめでしょうということを申し上げていますから、少なくとも、そのお示しというものは必須であると。最低条件として議会に開示すべきじゃあないかなと。県の何を打ち合わせてどこと打ち合わせしたのか、肝心なところがぼけていますので理解できないので、その点はきちっとお示ししていただきたいと思いますがいかがですか。

さらに21ページと39ページ。これ「あれっ」と思ったけれど、再三再四議論していますけれども、非常に各自治体も財政上厳しい。コロナという背景あるけれども、それ以前から大変厳しい状況にあることはご案内のとおりです。そういう中で、この過疎地域といえども、これ基金云々ということがありますけれども、これ何を原資にして基金をしようとしているのか、その基金されたものが何を目的にそれを消費しようとしているのか。入りの部分、出の部分、取捨選択が何を基準にされるのか。それらがはっきりしなければ、ただやみくもに溜めておくということでもないでしょう。そこらをやっぱり具体的に我々議会の方に提示をしていただいて、ああなるほどと感じたときに我々はこれに賛成できるかもしれないし、納得いかなければ賛成できないという意思表示になるわけです。ですからそこらがこの部分だけでは、簡単に最後だから基金が云々って、これ感じたことです。過疎地域が発展するも停滞するも。目的が何なのか、何に使うのか、入口はどこから入ってくるのか、ここらをやっぱり提案をして、初めて我々の意思、判

断を仰ぐというのが普通の姿じゃないですか。いかがですか。

- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

はじめに、1つ目の目標値の、今回マイナス36人とした経緯と根拠でございますが、 当初、7月16日の全員協議会でお示ししたものでは、上向きの矢印ということで社会減 が減る方向に持っていくということでお示ししておりました。それをもって、県と事前 協議を行ったところ、検証可能な具体的な数字で目標を設定するようにという指示が あったことから、具体的な数字を検討したというのが経緯でございます。

36人の根拠でございますが、現状値ということで平成28年から令和2年度までの平均値、これ社会増減数でございますが56.6人の減となってございます。この5年間の中で一番社会減が少なかった年がマイナス36人ということでございまして、令和7年度にはこの5年間での一番少なかった社会減36人、これを具体的な数字の目標としたところでございます。

それから、2点目にご質問がありました計画書21ページ、39ページ両方にあります基金についてでございますが、この基金の原資は全て過疎債ということになります。これも、全員協議会のときにお示ししたとおりで、償還につきましては交付税算入が70%ということでございます。

この使い道についてでございます。まず21ページの産業振興にあたる部分の基金積立、 実際には観光関連施設長寿命化基金積立事業ということでございますが、これは過疎地 域におけるその観光関連施設、これの老朽化したこの観光施設の長寿命化及び解体等の 経費に充てることとしているものでございます。

また39ページの基金は、これは生活環境の整備の中での公共施設解体基金積立事業で ございます。これにつきましては、老朽化した公共施設の解体等の経費、これのために 活用するということを目標にしているものでございます。

以上です。

- ○議長(西村 武) 13番堀井克見議員。
- ○13番(堀井克見) ちょっとモゴモゴするのでマスク取ってもいいですか。だめですか。間きにくいでしょうから。
- ○議長(西村 武) 宜しいです。
- ○13番(堀井克見) 恐縮です。

1点目からいきますけれども、この社会増、社会減というものが、先だって私どもに 提示したときは右肩上がりと、矢印が右にいくということで右肩上がり。ところが、県 と協議したら右肩下がりだということに至ったわけです。過去数年間のデータベースで いくと36人が一番減った年があったと。それをはっきり言えば付け替えて、5年後の令 和7年には36人ということで帳尻を合わせるというか、私どもから見ますと。はっきり 言って、それ以上の根拠も何もないようなことをこういうふうにして計画の入口の段階 で提示をする、提案をする。我々議員も17名揃ってよし、よしとなかなかいかないです。 ですからやっぱり、少なくとも未だかつてなかった過疎地域の指定を受ける、過疎債に 預かるとなれば、もう少しきちっとした計画を立てないと私は展望開けないと思う、こ れ人口の部分においても。本当に36人より減らないのかな5年後に。甚だ疑問だはっき り言って。これ潟上全体で見れば、昭和とか出戸とかこの界隈は若干増えるけれども、 これ過疎指定を受けた、地域名を言えば語弊があるから言わないけれども皆さんご案内 のとおり、これ36人より減らないはずないでしょう5年間で。36人減った年があったと いうことは、その地域だけをあてたのかな、それとも潟上市全体を見たのかな、そこら もまったく知り得ることができない。となれば、その根拠というのはいかがなものかな と申し上げざるをえないわけです。やっぱり人です。過疎になるということは人が減る から過疎地域の指定受けるのです。そして、持続可能な地域を守るために国が支援して いくということですから。やっぱりその精神というものを、どれくらいあなた方が真剣 に受け止めて、そして現実とわかっていてものをやっているのか。ちょっとした冊子を だして、これが潟上の地域の意向だといってもなかなか理解できない。だからもう一度 その点。

それから21ページと39ページ。これ全てが、言ってみれば古しいものがもう劣化しちゃってこれを解体すると、そのための、主に観光振興云々というのもちょっと前段にあったけれども、みれば要は古しい建物を解体して整理すると、スッキリすると。これを、過疎債を使って行っていくと。これ、持続だとか発展につながっていくの。この程度の計画で。しかも場所がどこなのか、全体の出動する金額いわゆる財政出動はどのくらいあるのか。計画だからお示ししにくいところもあるでしょうが、概ねやっぱりこれくらいの計画でこれくらいの箇所で財政出動はこれくらいですよということを、5年のスパンであればお示しするのが私はやっぱり普通じゃないですか。だから先ほども同僚議員から、口だけじゃあなくこういう見込みですと、計画プラスアルファの付帯資料と

して見込み計画を付帯してそして我々に提案し、そして我々の意思表示、議決を得るというのが、私は今どきの当局と議会のあり方じゃないかなと思いますけれども、その点について、どういう思いで今回提案したのか、具体的なもの一つも見えない。いかがですか。

- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

まずはじめに、目標についてでございますが、平成28年度から令和2年度までの、過疎地域における5年間の社会減の平均が、現在この計画にありますとおりの56.6人でございます。令和元年度におきまして、この年が一番社会減が少なかった年でマイナス36人ということでございました。5年後の目標として、社会減の人数を令和元年度、この5年間で一番少ない令和元年度並のマイナス36人に抑えられる、あるいは社会減を今以上に減らすということを目標にしたものでございます。これにつきましては、今回この計画書に記載の過疎対策のための各種取り組みを実施していくことで、可能にするように努力をしたいということでの目標数値でございます。

それから、21ページに掲載しました観光施設長寿命化基金積立事業、それと39ページに記載しました公共施設解体基金積立事業につきましては、このあと具体的な施設の検討を行いたいと思っておりますので、現在議員からご質問のありました5年間の計画全体像について、現段階でお示しできる状況にございませんので、その点ご理解をいただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(西村 武) 13番堀井克見議員。
- ○13番(堀井克見) 今伺っていて、今一生懸命、総務を中心にして市長を先頭にして、 過疎地域の持続のために発展のために知恵を絞ってエビデンスをもとにものをやったか もしれない、データを元にして。しかしながら、やっぱり今この総務部長のお答えを聞 くと、いや、心もとないな、もやっとした感じの大括りのやり方で、はたしてこれが計 画達成に至るのかなと、入口に入る前からそういう不安を覚えるのは私1人でしょうか。 ですから後日、事業の中身、どのメニューでやるのかということ、当然、それに伴って 財政出動の金額も決まってくるわけだけれども、これいつころまでお示しできるのか。 だって考えてみれば、我々議会としてはこれOK出すと、少なくとも後出ししてきたも のを追認せざるを得ない立場におかれるのです我々は。その関係が部長理解できるのか

な。まして人口の部分、56人が36人にしたと。年々減ってきてこの過疎地域受けたわけ だから、無理しなくても背伸びしなくても、56人なら56人、少なくとも一番きついとこ ろのベースで、まずとりあえずこれを目標にしていくのだと、それが結果的に56人より も数字が下がってくれば、ああ、よかったねと、努力のかいあったということの評価に つながるという受け止め方をするべきじゃないの。最初から、今まで一番いい時期の ベースで出してきていかがなものですかじゃなくて、結果的に56人までいったら過疎地 域受けたのだから、根拠というか背景というのは。だから、そういう捉え方を現実に あった捉え方をしていかないと、正に絵に描いた餅に終わる、目標も地域振興も。私は そう思うんだ。だからそこら辺、今この計画はあくまでも決定でないので、これ以上の ことは私もなかなか言いにくいことはありますけれども、やっぱりそういうものを、少 なくともこの会期中に、本会議ですぐ議決するかどうかはわからないけれども、場合に よっては最終日に議決に持っていってあるいはまた後日に回すとかして、少なくともそ の我々が議決を判断するに値するものをお示しいただきたい。だって、事業と計画が何 もないものを、我々がそれをいいですなと議決を与えるということは、なかなかやっぱ り難しい、現実の問題として。どうですか。市長どうですか。率直に言って、悪いけれ ども。

- ○議長(西村 武) 鈴木市長。
- ○市長(鈴木雄大) 堀井議員の質問にお答えします。

まず、私は補足的な説明にもなるかと思うのですけれども、まず数値目標についてでありますけれども、計画策定段階で矢印という形の、具体的な数値でないわけでありますけれども、ご存知のとおり、人口減少の状況については増加するという見込みは現在立てられない状況にあります。そういった場面において今回具体的に示した数字というのも、現状数値から減少率を抑制して36人にするという計画になっておりまして、それを前回の計画では、やはり抑制する目標数値の部分を上向きの矢印というのは外に説明するうえで具体性に欠けるというおそらく県からの指摘で、具体的な数値を述べております。いずれ、まったくの56人の減からプラスに転じるという形ではなく、これをいかに抑制していくか。その際に、ご承知のとおり、人口減少については行政の努力のみだけではなかなか達成できる目標でもございません。これを市の総合計画プラス今回の持続的発展計画こういった計画の中で、具体的な事業を進めていかなければ達成にできない数値だと私も認識しております。ですので、数値目標については、正直申しまして、

計画の策定上ある程度目標値を設置しなければいけないという部分もありますので、その際に、先ほど部長からご説明がありましとおり、過去5年において具体的に実績がある部分で、さらに努力していく意味合いも込めて最小の年の数値の36人というのを設定したものであります。

一方で、基金の方につきましても、具体的な事業計画等の話につきましてはこちらの計画の方に事業、基金も含めて取り組みを計画に乗せなければなかなか過疎債なりを充当できないという状況もございます。そうした意味において当然資料にもございますとおり、観光施設等は人口減少に寄与する部分もあるということでございまして、ご懸念されております今後の事業充当につきましては、当然のことながら具体的な予算も含めて、具体的な計画を策定する段階で都度議会にはお示ししていきたいと思っております。私からは以上であります。

○議長(西村 武) ここで暫時休憩します。

先ほど、佐藤義久議員から、変更後の資料ということで、準備ができているそうでご ざいますので配付します。

(「まだできていない」の声あり)

午前11時00分 休憩

.....

午前11時01分 再開

- ○議長(西村 武) 休憩前に引き続きまして会議を開きます。 ほかに質疑ございませんか。12番藤原典男議員。
- ○議長(西村 武) 12番藤原典男議員。
- ○12番(藤原典男) 今回の計画は5年間の計画ということなのですけれども、この5年間の中で、どういうことをやるかということがあまり具体的になっていないということと、それから一番大事なのは、この5年間の計画が終わったあとに、どういう姿になって、それでそれをなおかつ持続的に過疎地域を解消していける体制が作れるかどうかというところに、やはり私は目標値を置くべきだと思うのです体制的には。それで、過疎地域脱却のため7つの目標ということであげられておりますけれども、市民から見ますと、じゃあ過疎地域を脱却するために、基本的な考え方は何であって、何を目玉にしてこれを脱却するのかという単純な考え方というか意見もありますので、そこら辺について伺いたいと思います。

それからあとは、後期発展計画についてこの関連となれば、変更もあり得るのじゃあないかと後期発展計画のということと、あと、この発展計画を進めるうえで、どういうふうな体制でやっていくのか、定期的に2カ月、3カ月ごとに点検して、各課からの状況を提供するのか、それとも一つのグループを作って点検して進めていくのか、そこら辺についても伺いたいと思います。

- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

この計画の基本的な考え方ということでございますが、これにつきましては、計画書の10ページに掲載してございますが、前回全員協議会のときにもご説明しましたとおり、昭和飯田川地域においては過疎地域からの脱却を目指し、各種事業を実施していくことになりますが、その方向性や将来像は、本市の行政運営の指針である第二次潟上市総合計画後期基本計画と共通するものということになってございます。このため、この持続的発展の基本方針については、総合計画におけるまちづくりの基本理念や市の将来像と同様のものということでこの計画を定めてございます。したがいまして、先ほどの質問の中に、発展計画の変更があり得るのか、あるいはこの事業の進捗管理どうするのかということにつきましては、発展計画の変更はございませんし、この計画の検証につきましては、総合計画との検証とあわせて実施するということを考えております。

また、5年後のこの計画でございますが、5年後の姿がよくわからないというご質問でございましたけれども、これにつきましても総合計画と基本理念、将来像が同様のものということでございますので、総合計画に定めたその将来像、これを目指しているということでございます。

以上です。

- ○議長(西村 武) 12番藤原典男議員。
- ○12番(藤原典男) この過疎地域からの脱却ということではいろいろ書かれておりますけれども、何を目玉にして脱却していくのかというのが、もっと市民からすればわかりやすく説明してもらいたいという声なのです、簡単に。それと、過疎地域から脱却を進める体制について、後期計画の点検とあわせてやるのか、それとも過疎地域だけの問題に限って特別チームをつくってやるのか、そこら辺もお聞きしたかったのですけれどもどうでしょうか。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。

○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

まず組織の方ですけれども、この計画、今回のこの過疎計画につきましては、基本方針は総合計画と同じものであること、またこの計画の対象範囲についても過疎地域のみということで、市全域にわたるものではございませんので、このために改めて組織を作るといったようなことは考えてございません。そのため、私先ほど申しましたように、この事業の進捗管理あるいは検証についても、総合計画と一緒に行うということを考えているものでございます。

それから、目玉になる事業ということでご質問ございましたが、本計画目次にもございますとおり、事業の範囲が、移住定住地域間交流の促進、人材育成、産業の振興、地域における情報化などなど、大きく13の項目になってございます。何が目玉ということではなく、これらを総合的に実施することで過疎地域の発展を図るということでございますので、その点ご理解いただきたいと思います。

以上です。

- ○議長(西村 武) いいですか。ちょっと待って。あなたはもう1回質問終わっていますので。ほかの方もいると思いますので。4番藤原仁美議員。
- ○4番(藤原仁美) すいません、確認なのですが、計画を見させていただいて、過疎地域からの脱却というのはなかなか厳しいかなと思うのですが、いろんな方面で働きかけて賑わいをつくっていくのだという私は大きく捉えたのですが、そういう計画と判断しても宜しいでしょうか。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。議員のご指摘のとおりでございます。以上です。
- ○議長(西村 武) ほかにございませんか。10番佐藤議員、先ほど変更後の資料という ことで質問していますけれども要望は。じゃあ、今度は質問どうぞしてください。10番 佐藤義久議員。
- ○10番(佐藤義久) 質問2~3の方から出ていましたけれども、まず1つは、10ページの昭和地区、飯田川地区が過疎として過疎地からの脱却、本市の最上位計画で行政運営の指針にあたると言っています。今までの計画よりも上の計画だと思うのですが、この点、部長の説明ではちょっと疑問なところがあります。いかがですか。

- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

本市のまちづくりの最上位計画は、あくまでも総合計画でございます。この過疎地域 持続的発展計画は、この総合計画を基本として過疎地域における発展計画を作った計画 でございますので、基本的なまちづくりの考え方あるいは方向性については、全て総合 計画に含まれるものでございます。

以上です。

- ○議長(西村 武) 10番佐藤義久議員。
- ○10番(佐藤義久) そういう解釈でいいのですか。この文章を見ると、私、国語の先生でもなんでもないのだけれど、ちょっと意味捉え方が。本市の昭和地区及び飯田川が、新たに過疎地域として指定されることになりました。今後は、過疎地域からの脱却、飛ばすけれども、将来像は、本市の最上位計画であり、総合計画後期計画と共通するものであると捉えています。そうすれば、総合計画よりも上位か同等か。

(「この書き方でいい」の声あり)

- ○10番(佐藤義久) 本当か。国語の先生方。俺は、今の案が最上位で決めるのだと。 間違いですか。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

10ページのご指摘をいただきました、「今後は過疎地域からの脱却を目指し」から「捉えています」というところの解釈でございますけれども、この文章、あくまでも最上位計画は総合計画後期基本計画でございまして、この今回ご提案申し上げておりますこの過疎地域の持続的発展計画が目指す方向性や目指すべき将来像は、この最上位計画である総合計画後期基本計画と共通するものであるという文章でございます。

以上です。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。

では、暫時休憩して先ほどの資料配付します。これから、その後に採決となりますので。じゃあ、14分休憩して11時半に再開します。暫時休憩します。

午前11時15分 休憩

......

午前11時30分 再開

○議長(西村 武) それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

過疎地域持続的発展計画(案)について、ほかに質問ございませんか。3番菅原理恵 子議員。

○3番(菅原理恵子) 事業内容についてちょっとお尋ねしたいと思います。

防災行政無線長寿命化事業についてなのでございますが、この63ページからちょっと お尋ねしたいと思います。防災行政無線施設長寿命化事業について、地域住民に対して 災害等の情報を迅速に伝えるため、防災行政無線施設を計画的に整備し長寿命化を図る 必要があると。それで費用対効果の高い維持管理によるトータルコスト、復元が可能と なり、将来にわたり過疎地域の持続的発展に資すると掲載されておりますけれども、こ れ前にも私一般質問で質問しました。ポケベル周波数に合わせた防災ラジオというもの の検討は再検討が必要かと思うのですけれども、これについてちょっとお尋ねしたいと 思います。

- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

たしかに菅原議員からは以前、防災ラジオについてご質問を頂戴しておりました。防 災ラジオ、菅原議員からご提案のいただいたものにつきましては、潟上市全域にわたる ものをというご提案を頂戴したと思っております。この計画は、過疎地域に限った計画 でございますので、市全域にというものについては掲載してございません。

以上です。

- ○議長(西村 武) 3番菅原理恵子議員。
- ○3番(菅原理恵子) たしかに、一般質問では潟上市全域という形で質問させていただきました。過疎地域という計画に対して私は質問しております。というのは、高齢化率が高くなってきている昭和地区、防災行政無線だと、豪雨のときに外で聞くものだと言われても何言っているか聞こえません。やはり、高齢化率がアップしている過疎地域だからこそ、そういった防災ラジオが必要ではないかということで、再検討が必要ではないかということで質問させていただきましたがいかがでしょうか。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

菅原議員からのただいまのご提案につきましては、このあと防災計画全般の中で検討 してまいりたいと思います。 以上です。

- ○議長(西村 武) 3番菅原理恵子議員。
- ○3番(菅原理恵子) その下の、デマンド型乗合いタクシー運行事業についてでございます。利用者が少なくなってきているという形でちょっと掲載されていたと思います。これバス停というのは、バス停が遠くてちょっとそこまで行く足が大変だというお話を前いただいておりました。やはり、住宅近くにバス停みたいな待合場所みたいなものがあればいいなという声もいただいていましたので、その辺の検討をしていただければと思いますがいかがでしょうか。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

デマンドタクシーにつきましては、全て各家庭の前までタクシーが迎えに行くというわけではございません。路線の中で運行されております。ただ、議員からただいまご指摘のあった件につきましては毎年、公共交通会議開催して事業の見直し検証しておりますので、その中で検討したいと思います。

以上です。

- ○議長(西村 武) すみません。3回ですので、会議の規則あるいは運営上ルールに 従って進めていますので宜しくお願い致します。5番菅原龍太郎議員。
- ○5番(菅原龍太郎) 堀井議員の質問の内容と大体同じなのですけれども12ページ、これ目標値、これでいくとまず20.6人がその転入から転出者の数が減れば目標値ということになるわけなのですけれども、この計画はまず5年間で、しかも総合発展計画が上位計画にあるので、その範囲内を超えない計画だよということで5年間で作られていると、一般質問からの説明で一貫した説明でいいのですけれども、これ目標値の、転入から転出をマイナスした36人の減の範囲内、いわゆる例えば20人とかだった場合、5年で計画が終わるということではなくて、最初に聞いたときは10年間ということの計画でしたので、後期の潟上市過疎地域持続的発展計画がまた令和8年度から始まるという解釈なのでしょうか。それに絡めてなのですけれども、いわゆる新しいまた総合発展計画が出るわけですけれども、そのときの5年間の計画がまた新規に出るわけですけれども、それとまた整合性とかはまた同じような考え方になるのだと思うのですけれども、例えば私一般質問でお願いしたその大久保駅の東西自由通路の件なのですけれども、今年度この目標の中にいわゆるアンケートを取るという予算を計上されております。計上する予定

と書いておりますけれども、それで実際の、仮に工事とか可能だとすれば、後期の潟上 市過疎地域持続的発展計画の中に計上されるという考え方になるのでしょうか。そこら 辺ちょっとご説明お願いしたいと思います。

- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

はじめに、計画の期間についてでございますが、たしかに、今回のこの計画は令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間となっております。今回の新過疎法につきましては、10年間の時限立法ということでございますので、現在のこの5年間の計画が終了すれば次の5年間の計画、当然計画を立てまして過疎地域の持続的発展を目指すということでございます。

それからもう一つの、大久保駅東西自由通路についてでございますが、前回申し上げましたように、相手があってできることでございます。このあとJR等とのいろいろな協議が進んでまいりましてもこの5年間ではおそらく難しいだろうということで、協議が整えば次期の計画に計上もあり得るということで申し上げました。それについては変わってございません。

以上です。

○議長(西村 武) 5番菅原龍太郎議員、宜しいですか。

(「わかりました。次の質問よろしいでしょうか。」の声あり)

- ○議長(西村 武) じゃあきちんと挙手をしてください。5番菅原龍太郎議員。
- ○5番(菅原龍太郎) 12ページの件でございますが、堀井議員からもこの社会減のこの 36人が、令和元年度のマイナス36人の数云々ということで全体的に捉えたよという総務 部長の説明でしたけれども、実際見るとこれ13項目ということで、かなり具体的にそれ ぞれの素晴らしい計画を書いているわけです。それでそれぞれの項目で、例えば総合発展計画と同じように数字として出さなくても、例えばこういう5番の交通に関しては、こういう事業をやると住みよくなるので、ここで例えば何人くらいの減が少なくなるよとか、こういう項目での説明は無理かとは思うのですけれども、それで全体的にマイナス20.6のいわゆる社会減がいくよという説明はできないものなのでしょうか。
- ○議長(西村 武) 菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) ただいまのご質問にお答え致します。

たしかに、この全体の目標としては社会減20.6人の改善を図ることでという目標に

なってございます。これについて、この計画では大きく13項目掲げてございます。これの個々の事業を行うことで社会減がいくら減るということはかなり難しいものがありますし、この過疎地域の発展を図るために、この計画に計上した事業総合的に実施して社会減を図り過疎からの脱却を図るということでございますので、個別のその事業による効果というか具体的な社会減については検討していないということでご理解願います。以上です。

- ○議長(西村 武) 5番菅原龍太郎議員。
- ○5番(菅原龍太郎) もう一つお願いします。議案第50号ともちょっと絡むのですけれども、固定資産税の課税免除に関するやつが、過疎地域の対象ということで課税免除の項目の一つとして挙がっておりますが、もうちょっと具体的に、例えばどういう、ここでは旅館業が云々とかと書いていますけれども具体的に、その昭和飯田川でこれくらいの数の課税免除の対象事業があって、どれくらいの課税免除の対象になるのがあるのかとかということをちょっと具体的に。こっちの方で説明するのでしょうけれども、過疎との絡みでちょっと教えていただきたいということです。
- ○議長(西村 武) 当局から暫時休憩ということで、暫時休憩します。

午前11時43分 休憩

.....

午前11時44分 再開

- ○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。伊藤市民生活部長。
- ○市民生活部長(伊藤国栄) ただいまのご質問にお答え致します。

正確な事業所数は持ってはおりませんけれども、全体的な法人課税台帳からの資料で申し述べさせていただきます。対象となると思われる業種と致しましては、サービス業が昭和地域7事業所、飯田川3事業所、宿泊業が昭和地域2事業所、情報通信業は飯田川地域1事業所、製造業が昭和地域11事業所、飯田川地域3事業所、農業、林業が昭和地域7事業所、飯田川地域2事業所となっておりますが、これらが該当になるかどうかまでは把握しておりませんのでご理解宜しくお願い致します。

- ○議長(西村 武) ほかにございませんか。15番小林 悟議員。
- ○15番(小林 悟) 今いろいろ説明受けましたけれども、正にこの内容につきましては、今年の7月から我々全員協議会に話しをされて、それから計画を立て、いろんなことをやってきましたけれども、今正にこれは絵に描いた餅のようなものの計画であり、

中身についてはこれからという感じで聞きました。ただ我々地元の市民には、ここで議 決すると、我々何を聞いてきたのか、どういう話をされたのかというのは聞かれても 我々答えることができません。そういうことでありまして、このことはわかりました、 これから計画、これから過疎債についてもいろいろお話されると聞きましたけれども、 事がいつ我々に説明するのか具体的な、いつ頃までこの説明をできるのかを、今できま したら市長にお聞きしたいと思いますがどうでしょうか。

- ○議長(西村 武) 鈴木市長。
- ○市長(鈴木雄大) 小林議員の質問にお答えします。

当該計画につきましては、昭和飯田川地域の過疎からの脱却に向けた具体的な方向性を示した計画となっております。ご質問にあったその方向性に基づいて、具体的な取り組みにつきましては、このあとの予算編成の場面であるとか、その事前の計画策定をする必要があった場合などに、事前の場面場面で、その都度都度説明していきたいと思っております。

- ○議長(西村 武) 15番小林 悟議員。
- ○15番(小林 悟) 市長のお答えもそのとおりだと思います。しかしながら、我々は市民に対しても、この計画はなぜこう議決されたのかとなれば、内容についていつこういう事業ができるのか、こういう事業をやるのか、計画はこの次に発表しますとか、こういうことをしっかり教えてもらわなければ、我々が市民に対して説明ができないと思います。このことが大事なことだと思います。詳しいことはその中身についてはいろいろ検討されますからそれは結構ですけれども、じゃあいつ頃までには、最初のこういうことがこういう事業、こういうことがありますよという話をしてもらえるのかを、今もう一度お聞きしたいと思いますがいかがでしょうか。
- ○議長(西村 武) 鈴木市長。
- ○市長(鈴木雄大) 小林議員の質問にお答えします。

具体的な事業等につきましては、当該計画が可決した段階で、今年度の事業に対しても充当可能でございますので、既に実施して、昭和飯田川地区に関連して実施している事業などへ充当する場面であるとか、このあとの補正予算であるとか、要は令和4年度の当初予算等において具体的に予算を策定する際に充当する場面においては、その都度都度説明していきたいという思いであります。いずれご心配されている部分、この計画がご可決賜れば、この計画の範囲内で進められれば、地域の要望等受け入れられない場

面等があるのではないかという部分のご懸念かと思いますけれども、当然、当該計画につきましては方向性を示しているものでありまして、飯田川、昭和地区において実施する事業については、必要に応じてしっかりと地域住民であるとか、当然のことながら議会の議員の皆様とも意見交換をしながら、具体的事業そしてまた計画を策定してまいりたいと思っています。

- ○議長(西村 武) 15番小林 悟議員。
- ○15番(小林 悟) 大体わかりました。それでは今年のものは、あれば今年のものになるという話でしたと思いますけれども、そういう中身を綴って市民には説明をしていきたいと思いますので、その辺を私はこういうことで説明しますので、しっかりと話を聞いて宜しくご判断ください。お願いします。
- ○議長(西村 武) ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

- ○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。 これから、討論を行いますが、討論ありませんか。10番佐藤義久議員。
- ○10番(佐藤義久) 冒頭、私の意見を申し上げます。

せっかくのご提案ですが、文言の語尾の多くの用語に疑問を持ちました。その箇所を順次ご指摘しますが、1つは10ページの(5)地域の持続的発展の基本方針の中で、「一体感の醸成や均衡ある発展を目指して各種施策を推進、人口減少に歯止めをかけることはできておらず」は、他人事に聞こえます。

次の「今後加速すると推計されます」については、「歯止めをかけることはできず、 今後も加速云々」とすべきです。

次は①「過疎法が施行され」は、「適用され」ではないかと思います。

次は②「今後も市政運営の流れを継承しつつ」11ページですが、とあるが、「継承」ではなく「修正」もしくは「変更」とか「改革」とかではないですか。発展計画ですからインパクトに欠けると感じます。

今一つは③12ページの(6)は、先ほど来議論して説明を受けておりましたけれども「20人が留まる予測目標」、低すぎますし、④(7)のPDCAには、米印つきの日本語で説明してほしいところです。

⑤(9)の③2つ目「解体」については、「延命措置を施す」でなければ④、⑤の整合性が疑問に思うのです。

6番目、ページ14の(2) その対策の中で②、③の「検討します」。ほかにも検討しますを使われていますが、それではやるのかやらないのか表現が弱いと思います。一方、ページ17ページの(2) その対策では、全文賛同できますが、8番目26ページの(2) その対策の交通手段の確保の中では、「奥羽本線の駅舎の整備を検討する」の文言は何を意味するのか理解できません。大久保駅、羽後飯塚駅は、不本意ながら改築は終了しています。大久保駅は、西側から乗り降りできればこのうえなく便利です。委託駅ですから、可能とは考えます。したがって、私の中では考案、試案の必要があります。

以上の理由で、本案は再点検の必要があることを申し上げまして、市長には恐縮と存じますが反対意見とします。

以上です。

- ○議長(西村 武) 次に、原案に賛成者の発言をお許しますけれどもございますか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案49号を採決します。本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されま した。

昼食のために、1時半まで休憩します。

午前11時57分 休憩

.....

午後 1時30分 再開

- ○議長(西村 武) 休憩前に引き続き会議を開きます。
- 【日程第7、議案第50号 潟上市過疎地域における固定資産税の課税免除に関する条例 (案)について】
- ○議長(西村 武) 日程第7、議案第50号、潟上市過疎地域における固定資産税の課税 免除に関する条例(案)についてを議題と致します。

議案第50号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長(伊藤国栄) それでは、議案書の4ページをお開き願います。

提案理由でございますが、潟上市過疎地域持続的発展計画で定める産業振興促進区域

内において、振興すべき業種として定められた製造業等の用に供する設備の取得等をした者に対して固定資産税の課税免除の措置を講じるため、条例を制定するものでございます。

次のページをお願い致します。

条例の内容についてご説明致します。

本条例は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づき、固定資産税の課税免除に関する事項を定めるものでございます。

対象となる固定資産は、土地、家屋及び償却資産で、適用事業の資本金規模に応じて 取得価格500万円以上が要件となります。

課税免除の期間は、固定資産税が課税されることとなる年度から3年間でございます。 なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第8、議案第51号 潟上市学校事故調査委員会設置条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第8、議案第51号、潟上市学校事故調査委員会設置条例(案) についてを議題と致します。

議案第51号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長(伊藤 貢) それでは、議案書の7ページをお開き願います。

提案理由でございますが、潟上市立小学校及び中学校における事故であって、調査の必要があると認められるものに係る調査及び審議を行う附属機関として、潟上市学校事故調査委員会を設置するため条例を制定するものでございます。

次のページをお願い致します。

条例の内容についてご説明致します。

第1条は、委員会の設置についてでございます。

潟上市立小学校及び中学校における事故であって、潟上市教育委員会が調査の必要があると認めるものに係る調査及び審議を行うため、教育委員会に潟上市学校事故調査委員会を設置するとしております。

第2条は、所掌事務についてでございます。

調査対象事故の事実関係の調査、発生原因の分析、同様の事故の再発防止に関する提 言等について所掌することとしております。

第3条は、組織及び委員についてでございます。

調査委員会は、調査対象事故ごとに委員5人以内をもって組織し、委員は、弁護士、 医師、学識経験を有する者、教育委員会が適当と認める者のうちから教育委員会が委嘱 するとしております。

第4条から次のページの第10条までは、委員の任期のほか、調査委員会の運営に関して必要な事項を定めたものでございます。

9ページ下段をお願い致します。

附則第1項施行期日でありますが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

附則第2項は、「潟上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例」の一部を次のように改正するとしております。

これは、次のページの別表第2「附属機関の委員の報酬額表」に、学校事故調査委員会委員を加えるものでございます。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。5番菅原龍太郎議員。
- ○5番(菅原龍太郎) 潟上市学校事故調査委員会の設置条例に反対するものではないのですが、説明があってからすぐこういう設置条例を作って調査委員会を作るまでの間に内部で、例えば、議員2人入れるとかそうして内部で人材いるのですから、そういう委員会を1回作って話し合いをしてから学校事故調査委員会を設置するというのが、普通であれば順序でないかなと思うのですが、それとも、教育委員会の中ではすでにそういう会を作って話し合いとかをしているものでしょうか。教育長に伺いたいと思います。
- ○議長(西村 武) 工藤教育長。
- ○教育長(工藤素子) お答えを致します。

今菅原議員からは、こういったことに適切に対応するために、そういった組織のあり 方もあるのではないかというご提言も含めたご質問をいただいたと承知しております。 本当にこの児童生徒の安全安心をお守りしていくためには、そういったさまざまな検討 というのは重要なのだなということは改めてただいま認識したところであります。ただ 今回のことに関しては、法律そして文部科学省で定めたこういった事故が発生したときの指針に基づいて、まずは学校に教育委員会が基本的な学校が調査する、そして教育委員会も学校を通じて調査するといった段階を経て、今回いわゆる第三者委員会、こういった委員会の立ち上げということも全て指針にあることで、最初から想定はしていたのですけれども、いろいろな時系列の中でこの時期での条例の制定それから委員会の立ち上げということが適切と判断したために、このたび上程させていただいているものであり、またお尋ねにありました、既に教育委員会の中でそういった検討をしているのかということに関しては、私ども教育委員会というのが、教育委員4名と教育長との合議体でございまして、縷々この教育委員たちにおける会議の中で定例会、臨時会といったものを毎月開いておりまして、この中で報告しご協議いただきご指導いただき、そういった中で私ども事務方も事務的なことを進めてきておりますので、事案発生から本目までそういった内部での検討を経て、今回上程させていただいたとご理解いただければ幸いでございます。

- ○議長(西村 武) 5番菅原龍太郎議員。
- ○5番(菅原龍太郎) どうもよくわかりました。ありがとうございます。 以上です。
- ○議長(西村 武) ほかにございませんか。8番中川光博議員。
- ○8番(中川光博) 9ページの第6条ですけれども、会議は委員長が招集するという文言になっていますけれども、今現在、北海道の旭川市の第三者委員会がかなりクローズアップされていますけれども、これは中学生が公園で自ら凍死したのかどうかという案件ですけれども、これも昨日のニュースですけれども、3カ月間まったく委員会が開かれていないということで、大変各方面からかなり懸念しているという、調査もまったく進んでいないという昨日のニュースがありました。この第6条を見ますと、委員長が招集するということになっていますけれども、これ意図的にかあるいは非意図的にか、委員長が招集できなくなった場合あるいは招集しない場合、この付近の対策はどのように。この第6条を見ますと、そういうことに対する対策等、うかがい知ることができないのですけれども、こういう事態にどう対処するのか、これをお尋ねしたいと思います。
- ○議長(西村 武) 工藤教育長。
- ○教育長(工藤素子) お答えを致します。

今9ページの第6条、会議のところでご質問をいただいております。たしかに会議は、

委員長が招集するとこの第1項に定めてございます。そして第2項、第3項と、この会議について定めておりますが、これもまた先ほど申し上げたこととも重なりますけれども合議体ですので、今旭川のことを例にしてお話いただきましたけれども、この会議が遅滞している、調査が行われないということの事例については承知しておりますけれども、私どもは、市政協議会でもご説明させていただいたとおり、1日も早く学校復帰そして再発防止といったことに向かうように、年度内を想定しているものでありますから、そこを会議の招集については委員長そして第5条にありますけれども副委員長そういった合議体でございますのでその委員さんたちにお諮りをして、速やかに会議の開催そして招集、調査というものが進むように、現場に子どもたち毎日学校で生活している子どもがあることですので、そういったことを繰り返しお願いして、速やかな調査や会議の開催が行われるようにお願いしてまいりたいと思っております。

- ○議長(西村 武) 8番中川光博議員。
- ○8番(中川光博) ありがとうございます。

引き続き確認ですけれども、第5条の4、「委員長に事故あるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代行する」という文言がありますけれども、委員長が欠けたときというのはどういう想定ですか。私が先ほど質問した、委員長が意図的に招集しないあるいは非意図的に招集できない場合も十分、まず旭川の例を見るまでもなく、いろんな事態を想定すべきだと思うのですけれども、ここに第5条の4にあることの説明をいただきたいと思います。

- ○議長(西村 武) 伊藤教育部長。
- ○教育部長(伊藤 貢) ただいまのご質問にお答え致します。

第5条の4でありますが、委員長に事故があるときは、当然事故があったとき、また は委員長が欠けたというのは、最悪の場合の要は死亡なりということが想定されている かと思います。

以上であります。

- ○議長(西村 武) 8番中川光博議員。
- ○8番(中川光博) そのような解釈だと思うのですけれども、そうすると、さっき私が 心配する事態をお話しましたけれども、それだけでは意図的に会議を招集しないあるい はまた非意図的に会議を招集できないという場合の対策は、この全体の条文からはする ことができませんけれども、私は、これだとやっぱりまずいのかなという感じが致しま

す。やはり、委員長が会議を招集できない場合の条文、どこかにしっかり盛り込んでおかないと、そういうことがないことを祈りますけれども、旭川にもそういう事態発生していますので、このことはやっぱり検討に値する事項ではないかなと思っていますけれどもいかがでしょうか。

- ○議長(西村 武) 工藤教育長。
- ○教育長(工藤素子) お答えを致します。

先ほど来、旭川の事例を元に心配をいただいておりますけれども、また同じ、9ページをご覧いただいて、第9条に「委員は中立かつ公正にその職務を行うものとする」と定めておりますのでここに、任に就いた守秘義務でございますけれどもこういったことも踏まえて、今議員からご指摘あったことも踏まえて公正かつ中立にご調査いただくように、こちらからも任職の際に配慮してお願いしてまいりたいと思います。

- ○議長(西村 武) ほかにございませんか。15番小林 悟議員。
- ○15番(小林 悟) 第1条にありますけれども、事故が発生した、それで教育委員会 が調査を必要であると認めるというか。
- ○議長(西村 武) すみません。ちょっとあなた、これから総務文教常任委員会にこの 件を付託するので、総務文教常任委員なのでご遠慮いただきたい。
- ○15番(小林 悟) わかりました。
- ○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第9、議案第52号 潟上市個人情報保護条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第9、議案第52号、潟上市個人情報保護条例の一部を改正する 条例(案)についてを議題と致します。

議案第52号について、当局より提案理由の説明を求めます。菅原総務部長。

○総務部長(菅原 剛) それでは、議案書の11ページをお開き願います。

提案理由でございますが、デジタル庁設置法及びデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律による行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明致します。

法施行に伴い、マイナンバー制度に係る各種情報システムの所管がデジタル庁に変更 されたため、関係部分の規定を整理するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第10、議案第53号 潟上市手数料条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第10、議案第53号、潟上市手数料条例の一部を改正する条例 (案)についてを議題と致します。

議案第53号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤市民生活部長。

○市民生活部長(伊藤国栄) それでは、議案書の13ページをお開き願います。

提案理由でございますが、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する 法律による、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものであります。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明致します。

いわゆる番号法の一部改正に伴い、地方公共団体情報システム機構が、申請者から個人番号カード発行手数料を徴収することが可能となりました。そのため、別表の戸籍、住民基本台帳関係の手数料の表から、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号カードの再交付に係る手数料を削除するものでございます。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、社会厚生常任委員会へ付託致します。

【日程第11、議案第54号 潟上市公民館条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第11、議案第54、潟上市公民館条例の一部を改正する条例 (案)について議題と致します。

議案第54号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長(伊藤 貢) それでは、議案書の15ページをお開き願います。

提案理由でございますが、塩口北野分館を廃止することに伴い、条例の関係部分を改 正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明致します。

塩口北野分館は昭和51年に建設し、築45年が経過しております。近年は老朽化が著しくまた利用者も年々減少し、平成29年度以降利用実績がない状況であることから、同分館の供用を終了することと致しました。

なお、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

- ○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。16番大谷貞廣議員。
- ○16番(大谷貞廣) これは公共施設等の統廃合の一環としてやったのですか。
- ○議長(西村 武) 伊藤教育部長。
- ○教育部長(伊藤 貢) ただいまのご質問にお答え致します。

公共施設等総合管理計画の個別施設計画においても、公共施設の延べ床面積の検証に 伴う集約化ということで、この塩口北野分館の解体も計画に載っております。

以上であります。

- ○議長(西村 武) 16番大谷貞廣議員。
- ○16番(大谷貞廣) そうすれば、ただいまの施設の計画の進捗状況というのは、どの くらい進んでいるのですか。
- ○議長(西村 武) 伊藤教育部長。
- ○教育部長(伊藤 貢) ただいまのご質問にお答え致しますが、公共施設の総合管理計画の個別施設計画の進捗状況に関して、ちょっと私は把握しておりません。いずれこのあと、補正予算にも計上しておりますが、塩口北野分館の解体工事ということで予算計上しておりますので宜しくお願い致します。

○議長(西村 武) ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第12、議案第55号 潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営 に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第12、議案第55号、潟上市特定教育・保育施設及び特定地域型 保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)についてを議題 と致します。

議案第55号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長(伊藤 貢) それでは、議案書の17ページをお開き願います。

提案理由でございますが、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準及び子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令等による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

主な改正内容についてご説明致します。

条例で規定しております特定教育・保育施設等が、作成及び保存等を行うもの並びに 保護者との間の手続き等に関するものについて、書面等によることが規定または想定さ れているものについて、電磁的方法による対応、具体的には、電子メールの送受信や ホームページからのダウンロードなども可能とする規定を、第4章として独立した章を 設け整理したものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。 以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託致します。

【日程第13、議案第56号 潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定

める条例の一部を改正する条例(案)について】

○議長(西村 武) 日程第13、議案第56号、潟上市家庭的保育事業等の設備及び運営に 関する基準を定める条例の一部を改正する条例(案)について議題と致します。

議案第56号について、当局より提案理由の説明を求めます。伊藤教育部長。

○教育部長(伊藤 貢) それでは、議案書の21ページをお開き願います。

提案理由でございますが、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等による家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の関係部分を改正するものでございます。

次のページをお願い致します。

改正内容についてご説明致します。

家庭的保育事業者等の業務負担軽減等を図る観点から、事業者等による諸記録の作成、保存等について書面に代えて電磁的方法による対応、具体的には、議案第55号同様に電子メールの送受信やホームページからのダウンロードなども可能とする旨を、第6章として独立した章を設け規定するものでございます。

なお、この条例は、公布の日から施行するものでございます。 以上でございます。

○議長(西村 武) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

本案は、総務文教常任委員会へ付託します。

【日程第14、議案第57号 令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分について】

○議長(西村 武) 日程第14、議案第57号、令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益 剰余金の処分についてを議題と致します。

議案第57号について、当局より提案理由の説明を求めます。渋谷上下水道局長。

○上下水道局長(渋谷一春) それでは、議案書の23ページをお開き願います。

令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金の処分については、地方公営企業法 第32条第2項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページをお願い致します。

「令和2年度潟上市水道事業会計未処分利益剰余金処分計算書」についてご説明致します。

未処分利益剰余金1億6,502万1,666円のうち、3,000万円を資本金に組入れ3,000万円を建設改良積立金に積立てし、処分後の残高1億502万1,666円は、繰越利益剰余金として令和3年度に繰り越すものでございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これで説明を終わります。

【日程第15、議案第58号 令和3年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)について から 日程第18、議案第61号 令和3年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)】

○議長(西村 武) 日程第15、議案第58号、令和3年度潟上市一般会計補正予算(第5号)(案)についてから、日程第18、議案第61号、令和3年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)(案)についてまで一括議題と致します。

議案第58号から議案第61号まで、当局より一括して提案理由の大綱説明を求めます。 菅原総務部長。

○総務部長(菅原 剛) それでは、補正予算の大綱についてご説明致します。

別冊の令和3年度潟上市一般会計補正予算書(案)(第5号)の1ページをお願い致 します。

議案第58号、令和3年度潟上市一般会計補正予算(第5号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億892万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ151億3,708万3,000円とするものでございます。

5ページをお願い致します。

第2表地方債補正についてご説明致します。

起債の目的。社会教育施設整備事業は540万円を追加し、限度額を4,330万円とするものでございます。

8ページをお願い致します。

歳入予算について、主なものをご説明致します。

14款1項2目衛生費国庫負担金は682万8,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン接種事業費国庫負担金でございます。

2項3目衛生費国庫補助金は1,905万9,000円の追加で、新型コロナウイルスワクチン

接種体制確保事業費国庫補助金でございます。

18款 1 項 1 目特別会計繰入金6,128万3,000円の追加と、9ページをお開き願います。 9ページの20款 5 項 4 目過年度収入1,264万6,000円の追加は、前年度分の確定による ものでございます。

21款1項6目教育債は540万円の追加でございます。公共施設集約化に伴う塩口北野分館解体工事のため、公共施設等適正管理推進事業債を追加するものでございます。

次に、歳出予算についてご説明致します。

本日お配りしている資料「令和3年度9月補正予算(案)の概要について」の2ページ「3.補正予算の主な内容」をお願い致します。

それでは2ページ、一般会計の主な内容について申し上げます。

9款1項1目消防費は、消火栓改良工事負担金174万5,000円、2款1項6目企画振興費は、市民センター「かたりあん」オープン記念事業77万4,000円、3款3項3目生活困窮者自立支援費は、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金180万円、4款1項9目新型コロナウイルスワクチン接種事業費は、新型コロナウイルスワクチン接種事業2,588万7,000円、6款1項4目農地費は、遊休農地再生利用モデル事業補助金50万円、8款2項1目道路維持費は、追分下出戸線、消・融雪施設改修工市628万1,000円。次のページをお願い致します。

10款1項2目事務局費は、学校事故調査委員会設置182万5,000円、3款2項4目保育園費は、若竹幼児教育センター空調設備改修事業537万9,000円、2款7項3目新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金事業費、教育委員会分です。新成人記念品贈呈事業179万5,000円、10款6項3目公民館費は、塩口北野分館解体工事608万6,000円。

各事業の概要は、表に記載のとおりでございます。

一般会計は以上でございます。

続きまして、特別会計及び企業会計でございます。

本日配付資料の1ページ、中段の表をご覧願います。

議案第59号、令和3年度潟上市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ161万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億5,513万7,000円とするものでございます。

資料3ページの特別会計の上段の表をお願い致します。

補正の内容は、保険料負担金42万2,000円、一般会計繰出金119万1,000円で、前年度

分の確定によるものでございます。

また、資料の1ページにお戻りください。

議案第60号、令和3年度潟上市介護保険事業特別会計補正予算(第2号)は、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,210万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億4,869万8,000円とするものでございます。

資料3ページの特別会計の中段をお願い致します。

補正予算の内容は、介護給付費負担金等返還金5,201万円、一般会計繰出金6,009万 2,000円で、前年度分の確定によるものでございます。

1ページにお戻りください。

議案第61号、令和3年度潟上市水道事業会計補正予算(第2号)は、収益的支出に 929万9,000円の追加でございます。

3ページ表の下段をお願い致します。

補正予算の内容は、漏水等緊急修繕費771万3,000円、消火栓改良工事158万6,000円で ございます。

以上でございます。

○議長(西村 武) これで大綱説明を終わります。

【日程第19、認定第1号 令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の認定について から 日程第28、認定第10号 令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認定について】

- ○議長(西村 武) 日程第19、認定第1号、令和2年度潟上市一般会計歳入歳出決算の 認定についてから、日程第28、認定第10号、令和2年度潟上市下水道事業会計決算の認 定についてまでを一括議題と致します。認定第1号から認定第10号までについて、当局 より一括して主要施策成果の説明を求めます。菅原総務部長。
- ○総務部長(菅原 剛) それでは、令和2年度各会計決算における主要施策成果についてご説明致します。

お手元の主要施策成果説明書の3ページをお願い致します。

令和2年度一般会計の決算状況イ、の総括でございますが、予算現額は225億9,127万4,000円、歳入決算額は217億8,260万4,000円、歳出決算額は207億8,701万円、歳入歳出差引額は9億9,559万4,000円で、令和3年度への繰越財源6,712万2,000円を差し引いた実質収支額は9億2,847万2,000円でございます。

ロ、歳入の主なものは、市税が28億5,677万9,000円、地方交付税が62億8,710万9,000

円、国庫支出金が60億6,606万9,000円、県支出金が10億4,499万7,000円、繰越金が5億8,545万6,000円、市債が21億3,956万6,000円でございます。

ハ、歳出の主なものは、人件費が24億1,413万2,000円、扶助費が29億1,495万9,000円、 公債費が18億5,351万9,000円でございます。

また、投資的経費は28億9,335万5,000円でございます。

5ページをお願い致します。

主な投資的経費は、天王市民センター整備事業10億3,707万3,000円、二田追分線改良事業1億8,484万1,000円、大清水下谷地線舗装補修事業3,089万6,000円、広域秋田五城目線法面改修事業2,985万2,000円、馬踏橋補修事業6,396万1,000円、馬踏川大橋補修事業8,546万8,000円、天王大久保線舗装補修事業3,198万1,000円、漁港整備事業1億9,357万2,000円、天王こども園整備事業4億5,026万7,000円、でと児童クラブ整備事業1億822万5,000円、公立学校情報通信ネットワーク環境整備事業6,358万円、学校トイレ洋式化事業4,118万5,000円、公民館、児童館並びに集会施設の空調設備設置・更新事業1億2,607万1,000円、災害復旧事業2,792万円でございます。

また、主なソフト事業は、特別定額給付金給付事業32億6,238万4,000円、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業3,724万3,000円、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業4,527万7,000円、事業者継続支援金、飲食店コロナ対策支援金の給付事業1億732万6,000円、インフルエンザ予防接種に係る助成事業5,774万円、小中学校のICT環境整備事業2億1,108万4,000円、除排雪事業2億5,100万円でございます。

続いて、特別会計についてご説明致します。

主要施策成果説明書の6ページをお願い致します。

はじめに、国民健康保険事業特別会計でございます。

最終予算は36億9,914万8,000円、歳入決算額は36億4,557万円、歳出決算額は32億6,0 41万6,000円、実質収支額は3億8,515万4,000円でございます。

歳入の主なものは、国民健康保険税が5億5,928万4,000円、県支出金が24億2,982万2,000円、繰入金が3億280万6,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が23億4,144万3,000円でございます。

次に、主要施策成果説明書の9ページをお願い致します。

後期高齢者医療特別会計でございます。

最終予算額は3億5,739万4,000円、歳入決算額は3億5,557万7,000円、歳出決算額は

3億5,396万3,000円、実質収支額は161万4,000円でございます。

歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料が2億2,584万3,000円、一般会計繰入金が 1億2,792万9,000円でございます。

歳出の主なものは、後期高齢者医療広域連合負担金が3億3,381万4,000円でございます。

次に、主要施策成果説明書の10ページをお願い致します。

介護保険事業特別会計の保険事業勘定でございます。

最終予算額は43億4,004万7,000円、歳入決算額は41億2,782万1,000円、歳出決算額は39億2,957万6,000円、実質収支額は1億9,824万5,000円でございます。

歳入の主なものは、保険料が7億7,946万円、国庫支出金が9億3,114万1,000円、支払基金交付金が9億8,927万2,000円、県支出金が5億3,675万8,000円、繰入金が7億1,192万9,000円でございます。

歳出の主なものは、保険給付費が35億4,725万7,000円、地域支援事業費が1億1,959 万4,000円でございます。

次に、介護サービス事業勘定でございます。

最終予算額は905万円、歳入と歳出の決算額はそれぞれ770万7,000円でございます。 歳入は介護予防サービス計画費収入で、歳出は保険事業勘定への繰出金でございます。

財産区特別会計でございます。

はじめに、豊川財産区特別会計でございます。

次に、主要施策成果説明書の12ページをお願い致します。

最終予算額は67万2,000円、歳入決算額は66万6,000円、歳出決算額は46万円、実質収支額は20万6,000円でございます。

次に、下虻川財産区特別会計でございます。

最終予算額は77万2,000円、歳入決算額は76万9,000円、歳出決算額は47万5,000円、 実質収支額は29万4,000円でございます。

次に、和田妹川財産区特別会計でございます。

最終予算額は70万3,000円、歳入決算額は78万1,000円、歳出決算額は47万7,000円、 実質収支額は30万4,000円でございます。

最後に、飯塚財産区特別会計でございます。

最終予算額は117万4,000円、歳入決算額は117万2,000円、歳出決算額は93万8,000円、

実質収支額は23万4,000円でございます。

次に、決算書の360ページをお願い致します。決算書になります。

令和2年度潟上市水道事業報告書でございます。1概況(1)の(ハ)財政状況をご覧ください。

水道事業会計につきましては、経常収益は5億5,620万4,000円、経常費用は4億9,61 4万6,000円、特別利益は3,000円、特別損失は17万8,000円で、当年度純利益は5,988万 3,000円でございます。

また、資本的収入額は4,414万9,000円、資本的支出額は3億9,019万4,000円でございます。

次に、決算書の390ページをお願い致します。

令和2年度潟上市下水道事業報告書、1概況(1)の(ハ)財政状況をご覧ください。

下水道事業会計につきましては、経常収益は10億6,229万7,000円、経常費用は10億4,419万3,000円、特別利益は18万7,000円、特別損失は75万5,000円で、当年度純利益は1,753万6,000円でございます。

また、資本的収入額は4億615万1,000円、資本的支出額は7億124万円でございます。 以上でございます。

○議長(西村 武) これで説明を終わります。

大綱質疑は、予算決算特別委員会で行うこととなっております。

【日程第29、令和2年度潟上市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び水道事業会計・下 水道事業会計決算の審査報告】

- ○議長(西村 武) 日程第29、代表監査委員より、令和2年度潟上市一般会計・特別会 計歳入歳出決算及び水道事業会計・下水道事業会計決算の審査報告を行います。渡邊代 表監査委員。
- ○代表監査委員(渡邊晋二) 監査委員の渡邊でございます。

令和2年度各会計決算の審査結果について、監査委員を代表して報告させていただき ます。

はじめに、一般会計と7項目ございます特別会計の決算審査結果についてですが、審査されました各会計の歳入歳出決算書及び付属書類は、関係法令の諸規定に準拠して作成され、かつそれらの計数は、概ね正確であると確認しました。

また、決算の内容及び予算執行状況につきましては、全般に妥当であると認められま

した。

総括意見と致しまして、7月公表の内閣府による月例経済報告によりますと、景気は新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にある中、持ち直しの動きが続いているものの一部で弱さが増しているとされており、また、新型コロナウイルス感染症は7月下旬から変異株の影響もあり全国的に感染が拡大し、重症者数の増加に伴う医療体制のひっ迫も見られ、予断を許さない状況が続いております。こうしたきわめて不透明な社会情勢の中、人口減少や少子高齢化の進行による社会保障費及び医療費の増加に加え、公共施設総合管理計画に沿った施設の更新や統合、維持管理に係る費用負担が見込まれるなど、多額の財源を要する事業を控えています。また、コロナ禍の影響によりさまざまな行事や活動が制限されている現在の状況下の、今だからこそこれまで取り組んできたことが本当に必要だったのかあるいはよりよい別の方法があるか改めて考えるよい機会ではないでしょうか。その中で、限りある経営資源を効果的かつ効率的に活用するために、既存事業の中止、廃止も含めた抜本的な見直しや緊急性、必要性に配慮した予算の適正な配分及び執行など、より一層の精査に努めていただきたいと思います。

今後は、地域経済の動向やアフターコロナ、ウィズコロナを十分に見据えながら、交流人口の拡大や雇用創出などによる地域活性力の向上や経済活性化に向けた取り組みに加え、さらなる有益な公共サービスの提供と地域産業の発展に向けたICT技術の導入、活用の検討に注力するとともに、将来に向け持続可能な行財政運営の構築と、住民福祉の向上に努めていただきたいと思います。

続きまして、令和2年度公営企業会計の決算審査結果についてですが、決算報告書及 び財務諸費用等は、関係法令により準拠して作成されており、当事業の経営成績及び令 和2年度末現在の財政状況を適正に示しているものと確認しました。

水道事業会計の総括意見と致しまして、給水原価については給水収益がわずかな伸びが見られ、また経常費用の縮減により総給水原価が減少したため、5年ぶりに給水原価が供給単価を下回り販売利益が得られています。一方、近年は有収率の回復が見られていましたが、令和2年度は漏水等により悪化に転じているため、漏水調査等をさらに強化しながら、引き続き適切な維持管理及び経営の創意工夫により、経常費用の抑制に努めていただきたいと思います。

また、実施詳細設計業務委託及び用地買収を実施した、新浄水場整備事業をはじめと

する大規模な資本投資や各種施設の設備修繕及び更新工事等が行われており、今後は、企業債償還に係る負担が課題となります。ハード面とソフト面両面にわたる経営基盤の強化を図りながら、今後も持続的かつ安定的な事業運営の継続と安全な水道水を供給できるよう、一層の企業努力を望むものであります。

続いて、下水道事業会計の総括意見と致しまして、損益関係比率については、多くの項目で改善が見られるとともに、総収支比率及び経常収支比率は100%を超えるため、健全な経営状態にあると認められました。令和2年3月に作成された中長期的な経営の基本計画である潟上市下水道事業経営戦略による経営状況や財務分析、将来的な予測に基づいた収支均衡を図るための事業の効率化や合理化を推進し、安定な経営の継続と市民福祉の向上に寄与されることを期待致します。

次に、財政健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果についてですが、各比率及び 算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと確認し ました。わずかに低下が見られた項目もありましたが基準内となっております。今後も 長期的展望に立った、健全で安定した行財政運営に期待致します。

以上をもちまして、審査報告とさせていただきます。

○議長(西村 武) これで、代表監査委員の決算審査報告を終わります。

【日程第30、予算決算特別委員会の設置について】

○議長(西村 武) 日程第30、予算決算特別委員会の設置についてを議題と致します。 お諮りします。議案第57号から議案第61号までについて及び認定第1号から認定第10 号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託し て審査することにしたいと思いますがご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号から議案第61号までについて及び認定第1号から認定第10号までについては、全員の議員で構成する予算決算特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定致しました。

【日程第31、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について】

○議長(西村 武) 日程第31、予算決算特別委員会の委員長、副委員長の選任について を議題と致します。

ただいま設置されました、予算決算特別委員会の委員長及び副委員長の選任については、議長において指名することとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、予算決算特別委員会の委員長及 び副委員長の選任については、議長において指名することに決定致しました。

予算決算特別委員会の委員長には3番菅原理恵子議員、副委員長には13番堀井克見議員を指名致したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(西村 武) 異議なしと認めます。したがって、そのように決定致しました。

なお、予算決算特別委員会は9月15日及び30日に開催し、併せて各常任委員会からなる予算決算特別委員会分科会を設置し、9月15日から22日までに詳細審査することとしますのでご報告致します。

【日程第32、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦について から 日程第34、諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について】

- ○議長(西村 武) 日程第32、諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦についてから、 日程第34、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてまで一括議題と致します。 諮問第1号から諮問第3号について、一括して提出者の説明を求めます。鈴木市長。
- ○市長(鈴木雄大) それでは、諮問第1号から諮問第3号までの、人権擁護委員候補者 の推薦についてご説明致します。

なお、ご説明致します3名につきましては、各議案書の裏面に略歴がございますので 適時ご覧ください。

それでは、本日配付致しました議案書の39ページをご覧ください。

諮問第1号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の 規定により議会の意見を求める。

住所、潟上市天王字追分101番地73。

氏名、佐藤由美子。

生年月日、昭和27年9月4日。

令和3年9月7日提出、潟上市長 鈴木雄大。

次に、本日配付致しました議案書の40ページをご覧ください。

諮問第2号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の

規定により議会の意見を求める。

住所、潟上市天王字上北野126番地25。

氏名、菊地 泉。

生年月日、昭和32年9月3日。

令和3年9月7日提出、潟上市長 鈴木雄大。

最後に、同じく議案書の41ページをご覧ください。

諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦について。

下記の者を人権擁護委員の候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の 規定により議会の同意を求める。

住所、潟上市飯田川飯塚字泓8番地1。

氏名、門間勝雄。

生年月日、昭和38年2月4日。

令和3年9月7日提出、潟上市長 鈴木雄大。

以上、3名の候補者について諮問するものでございます。同意のほど宜しくお願い致します。

私からは以上でございます。

- ○議長(西村 武) 諮問第1号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
- ○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第1号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、諮問第1号は同意することに決定致しました。

次に、諮問第2号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第2号を採決します。

本件は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、諮問第2号は同意することに決定致しました。

次に、諮問第3号について、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから諮問第3号を採決します。

本案は、これに同意することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、諮問第3号は同意することに決定致しました。

【日程第35、発議第2号 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則(案)について】

○議長(西村 武) 日程第35、発議第2号、潟上市議会会議規則の一部を改正する規則 (案)についてを議題と致します。

発議第2号について、提出者の説明を求めます。6番佐藤敏雄議員。

○6番(佐藤敏雄) 潟上市議会会議規則の一部を改正する規則(案)についてご説明致 します。

このたびの改正は、市政協議会の運用に伴う会議規則の改正であります。

市政協議会を、地方自治法第100条第12項の規定による議案の審査又は議会の運営に 関し協議又は調整を行うための場として新たに追加するため、会議規則第158条の別表 を改正するものでございます。

以上が、提案理由と改正内容の説明でございます。

○議長(西村 武) これで説明を終わります。

これから、発議第2号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第2号を採決します。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、発議第2号は原案のとおり可決されま した。

【日程第36、発議第3号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書(案)について】

○議長(西村 武) 日程第36、発議第3号、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地 方税財源の充実を求める意見書(案)についてを議題と致します。

発議第3号について、提出者の説明を求めます。6番佐藤敏雄議員。

○6番(佐藤敏雄) 発議第3号。

新型コロナウイルス感染症のまん延により地域経済にも大きな影響が及び、地方財政は来年度においても引き続き巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面しています。

地方自治体では、コロナ禍への対応はもとより地域の防災・減災、雇用の確保、地球温暖化対策などの喫緊の課題に迫られているほか、医療介護、子育てをはじめとした社会保障関係経費や公共施設の老朽化対策費など、将来に向け増嵩する財政需要に見合う財源が求められており、その財源確保のため、地方税制の充実確保が強く望まれています。

よって、別紙意見書(案)のとおり、コロナ禍による厳しい財政状況に対処し、地方 税財源の充実を要望するものです。

以上であります。

○議長(西村 武) これで説明を終わります。

これから、発議第3号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(西村 武) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、発議第3号を採決します。

本案は、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(西村 武) 起立全員です。したがって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程はすべて議了致しました。本日はこれで散会します。 なお、9月13日月曜日午前10時から本会議を再開しますのでご参集を願います。 本日は大変ご苦労様でございました。終わります。

午後 2時43分 散会